

1832年解剖学校規制法の成立（3）

—死体試料を得るための殺人事件（前）—

栗田 和典

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第21巻第2号（2023年3月）抜刷

【研究ノート】

1832年解剖学校規制法の成立 (3)

—死体試料を得るための殺人事件 (前) —

栗田和典

はじめに

1831年12月5日(月)午前8時からニューゲート監獄前にて、その3日前の12月2日(金)にオールド・ベイリで開かれた謀殺罪の審理において有罪評決をうけ、死刑判決の出た2名の絞首刑がおこなわれた。2日の朝8時にはじまった裁判にしても、未明から数千人がつめかけた5日の処刑にしても、人びとの関心の大きさを『ニューゲート監獄犯罪者詳報 (Newgate Calendar)』はつたえる¹。2名の死刑囚は、その名をジョン・ビショップ (John Bishop) とトマス・ウィリアムズ (Thomas Williams, 本姓は Head) といい、被害者はイタリア出身との証言のある14歳の少年カルロ・フェラライ (Carlo Ferarai, 通称 Charles Ferrier) と30歳前後の女性フランシス・ピグバン (Frances Pigburn) であった。カルロ少年にたいする犯行は11月3日(木)の夜のことであり、身寄りのないかれをビショップの自宅へと招きいれ、ラム酒とアヘンチンキで泥酔させたあと、眠りこんだかれの足を縄でしばって庭の井戸に投げこんで放置し、溺死させた。ビショップらふたりは10月中旬に同様の手口でピグバンも手にかけており、さらにもうひとり、氏名不詳の被害者も正式起訴状にふくまれていた²。

この犯罪事件は「ロンドンの首絞め殺人者 (London Burkers, ロンドンにおいて解剖用死体試料を得るために殺人を犯した者たち)」の名称で1831年末から32年はじめの新聞や雑誌に登場した。いくつもの媒体が、裁判記録である『オールド・ベイリ裁判録 (Old Bailey Proceedings)』の主要部分にあたる日付、場所、判事の氏名、カルロの死体の購入をもちかけられて怪しみ、逮捕に関与した数名の人物の証言、少年カルロの全身の似顔絵と所持品、ビショップとウィリアムズの人相書き、ふたりの住まいであり、犯行現場であった家宅と裏庭の外観と地図を掲載しており、端的にいうなら

1 *Newgate Calendar* にはさまざまな版があり、内容にも異同がある。小論で利用したのは、'The Ex-Classics Web Site' 版 (<https://www.exclassics.com/newgate/ng609.htm>) および G. T. Crook (ed.), *The Complete Newgate Calendar* (London: the Navarre Society, 1926), vol. 5, pp. 249-59, である。

2 *Ibid.*

これらの記事は同一の内容を写して貼りつけたものであった。『裁判録』の転載はまた、犯行現場となったビショップの住まいを「ノヴァ・スコシヤ・ガーデンズ3番地 (No. 3, Nova Scotia-gardens)」と特定したので、記事を読んで同所の裏庭にある井戸を見物におとずれた人びともあらわれ、そのかれらを描いた挿絵も残り、さながら、ダーク・ツーリズムの様相を呈した³。さらには現代でも、動画サイトの YouTube で 'London Burkers' を検索すると、ビショップたちに言及する数点が結果の一覧に示される⁴。一定の関心をひき、否定すべき暗部として言挙げされたのがこの事件であった。

ビショップとウィリアムズの醜聞は、1832年の「解剖学校規制法」法案の議会における審議の直前にメディアをにぎわし、墓あばき業者への嫌悪を喚起した。法案成立への後押しとなったと想像するのは難くない。以下では、この事件を裁判記録から再構成するとともに、事件の報道から墓あばき業者に向けられた関心と視線を検討したい。

1. エディンバラの事件

1831年末にロンドン東部のベスナル・グリーン (Bethnal Green) 地区にあったノヴァ・スコシヤ・ガーデンズで発生した事件の犯人が「ロンドンの首絞め殺人者」と称されたのは、burke の語に「〔傷跡を残さないように〕絞め殺す」というあたらしい意味をくわえた「首絞め殺人者」の先例が存在したからである。『オクスフォード英語辞典 (Oxford English Dictionary)』の 'burke' の項は、「解剖用として販売するために多くの人びとを窒息死させたかどで、1829年にエディンバラで処刑された悪名高い犯罪者の名前」と説明し、動詞の最初の意味として「バークがおこなったのとおなじやり方、またはおなじ目的で謀殺すること、首を絞めてひそかに殺害すること、または被害者の死体を解剖用として販売する目的で殺害すること」を採用する。この「バーク」のひきおこした事件こそがビショップとウィリアムズの先例であった。

アイルランド出身で37歳のウィリアム・バーク (William Burke) は、1829年1月29日にエディンバラ旧市街の目抜きであるロイヤル・マイルにあったローンマーケット (the Lawnmarket) において絞首刑に処された。かれこそが OED の「バーク」である。15人の老若男女を謀殺し、自然死の1体をくわえた計16の死体を、解剖学校を営む外科医のロバート・ノクス (Robert Knox, 1791-1862, 解剖学者、民族学者) に販売したことが裁判からあきらかになった。この殺人事件への関心の高まりは、歴史小説『アイヴァンホー』で知られる「サ・ウォルタ・スコトが〔裁判の〕証拠と結果を夢

3 現場は博愛的な再開発企画をもって一帯を買収した人物がいたが、しかし、George Godwin の1859年の素描を見ると企画の遅れから肥料を生成するのに使われる糞の山となっていた。

4 2022年10月30日に確認。

5 ODNB, art. William Burke, ODNB: <https://doi.org/10.1093/ref:odnb/4031>

1832年解剖学校規制法の成立

中になって追いかけた」ことからもうかがわれる⁵。処刑後のバークの死体は、3万人もの人びとが見るなかでサ・アレグザンダ・モンロ (Sir Alexander Monroe, 1773-1859, 1800年からエディンバラ大学の医学、外科学、解剖学の共同教授、1817年から46年まで教授) が解剖し、骨格標本としてエディンバラ大学解剖学博物館に保管された。これは半永久的な晒し刑に処されたにひとしい極刑であった。

この事件の概要を死刑囚の告白と現代の伝記事典からあきらかにする。まず、一連の殺人事件で処刑されたのはウィリアム・バークのただひとりであったけれども、かれは単独犯ではなかった。共同正犯ともいえるウィリアム・ヘア (William Hare) が共犯者証言者 (king's evidence) に転じたがゆえに処刑をまぬがれており、さらにバークの同棲者であるヘレン・ネリ・マクドゥーガル (Helen Nelly McDougal) とヘアの妻のマーガレット (Margaret Hare) もまた事件に関与した (少なくとも、その嫌疑をかけられた)。バークとかれらとの関係をたどるなら、かれはアイルランドに妻子をのこして1818年にスコットランドへと移住し、フォルカーク (Falkirk) とエディンバラをむすぶユニオン運河 (1822年に開通) の労働者となってポルモント (Polmont) ではたらき、マディストン (Maddistone) に住んだ。ここでマクドゥーガルに出会い、同衾^{どうきん}しはじめる。ともに存命の配偶者がいたうえに、バークはカトリック、マクドゥーガルは長老派の信仰をもっており、正式な婚姻関係をとりむすぶことのないままであった。ふたりはピーブルズ (Peebles)、リース (Leith)、ポーツバラ (Portsburgh) などのエディンバラ近郊を転々とし、市内のグラスマーケットのはずれにあったブラウンズ・クロウズ (Brown's Close, off the Grassmarket) にいた1827年11月ころ、ヘア夫妻と顔見知りになる⁶。やがて4人はタナズ・クロウズ (Tanners' Close) にあったヘア夫妻の家宅で同居をはじめ、大酒飲みで知られる放埒な者たちとなった⁷。

かれらが外科医に販売した最初の死体は、健康を損ねて死亡したドナルド (Donald) という名の元軍人、恩給生活者のものであった。1827年にバークたち4人が同居しはじめた直後のクリスマスころにヘアの家宅を間借りしたドナルドは、浮腫〔部位は不明〕がひどく、年金の四季支払日 (1月15日) の前に死亡した⁸。かれは宿所料などで4ポンドの借金をヘアに負ったままであったので、回収のためにヘアが死体の売却を提案した。バークの供述においては、このようにヘアが主導権をとるのが基本である。

墓場でドナルドの死体の納められた棺をヘアが鑿^{のみ}でひらき、バークとともに死体を掘りだすと、ふたりは夜を待って、まずはモンロ博士のいたコレジへと向かった。そこで出会った学生にノクス博士をたずねるよういわれ、外科医街区 (Surgeon's Square) 10番へとおもむき、「売り払いたい死体がある」といって、入手した方法など

6 *The Official Confessions of William Burke*, Edinburgh and Glasgow, 1829, pp. 4-5.

7 ODNB, art. William Burke, ODNB: <https://doi.org/10.1093/ref:odnb/4031>

8 *Official Confessions*, p. 19.

は問われ」ずに商談が成立した。じっさいに死体をもちこんだのは深夜のことであり、直接にノクス博士から買い取り価格7ポンド10シルの提案をうけた。これは当時の熟練職の35から40日分の賃金に相当する金額であり⁹、この価格設定がかれらのその後の連続犯行を動機づけたと推測される。なお、ノクス博士もまた「その死体がどのようにして獲得されたかについていっさいを問わなかった」¹⁰。犯行が裁判によって明るみに出たのちに、ノクスが教唆を疑われ、「1829年2月12日、人びとが行動を起こし、ニューイントンの自宅の前でノクスの人形ひとがたの首を絞めて吊るし、破壊した」¹¹。エディンバラのように解剖学校のあるところでは死体の売買に関与する者にたいする疑念と敵意が潜在しており、それが事件を機に表面化した。

バークとヘアに殺害された最初の被害者はアビゲイル・シンプソン (Abigail Simpson) であった。1828年2月12日のことである¹²。ノクス博士によるこの死体の買い取り価格はドナルドを上回る10ポンドであった¹³。新鮮さが高価の理由である。

詳細な殺害の描写のあるのが、ジェイミ・ウィルソン (Jamie Wilson) である。バークの供述から殺害の流れが把握できる。

かれは「おバカのジェイミ (Daft Jamie)」と呼ばれていた。ヘアの妻が街頭で自分の家へと誘った。バークはそのときにライマ (Rymer) の店でドラム酒を飲んでいて、かの女がジェイミを街頭から連れてくるのを見かけた。……かの女はジェイミをヘアにあずけ、ライマの店にやってきて……、バークはかの女が何を望んでいるかをすぐに了解し、あとを追った。……バークはジェイミと面識はなかった。……かれらはジェイミを奥の小部屋へ招き、そこのベッドへ座るようにうながした。ヘアの妻は出てゆき、外側のドアに鍵をかけた。……ジェイミはベッドに座り、それからベッドに横たわり、ヘアは彼のうしろにまわって頭をもちあげ、左手でささえた。バークはベッドの前方に立っていた。……ヘアは自分の身体をジェイミの上方に投げだし、片手でジェイミの口を押さえ、もう片方の手で鼻を押さえた。両者はベッドから落ちて格闘した。そのとき、バークがジェイミの手足を押さえた。バークとヘアはジェイミが死ぬまで押さえつけた。……ジェイミが死ぬと、ヘアがポケットをまさぐり、真鍮製の嗅ぎタバコ入れと銅製の嗅ぎタバコ用のスプーンを取りだした。スプーンはバークにわたし、タバコ入れは自分のものとした。……ジェイミは朝食のあとに誘いこまれ、その日の12時までに殺害された。……ジェイミをヘアが衣類をいれていた整理ダンスにいれ、外科医街区のノクス医師のもとへ、その日の午後に運んだ。10ポンドを得た。バー

9 Cf. Currency Converter (The National Archives), <https://www.nationalarchives.org/>

10 *Official Confessions*, pp. 5-6.

11 *ODNB*, <https://doi.org/10.1093/ref:odnb/15787>

12 *Official Confessions*, pp. 6, 11.

13 *Ibid.*, p. 12.

1832年解剖学校規制法の成立

クはおばかのジェイミの衣類を兄弟の子どもにあたえた。……殺害されたほかの被害者の衣類は、発見を防ぐためにほとんどが処分された¹⁴。

家宅に誘いこんで宿泊させたのち、酒類を飲ませて、あるいはいっしょに飲んで前後不覚の状態におちいらせ、殺害の痕跡が残らないように鼻と口を、抵抗できないように手と足を、それぞれヘアとバークが押さえるのが、そのほかの14人の事件にも共通する犯行の方法であった。窒息死はふたり以外の人物からの入れ知恵ではなく、「最初のできごとのおりにヘアが思いつき、その後もうまい効果があり、痕跡を残さないで継続された」¹⁵ にすぎない。被害者の持ち物は山分けまたは廃棄したことがわかる。隠蔽工作の一環であった。かれらは殺害による死体の入手であることを暴かれられないように気を配り、「喉を絞めたり、とびかかったりはせず、……暴力の痕跡をまったく残さなかった」。また、「医者側に疑いをもたせないのに十分くらいには冷たくなって、……硬直して」から売却した。「縁者やその他の人物から死体を購入したと話しており、……ノクス医師やその助手からいっさいの疑いが表明されたことはな」かった¹⁶。

被害者の内訳は、男4名と女12名、年齢はほとんどが特定できず、せいぜい12歳くらいの男、40歳前後の男、若い女、老女などの記述があるにとどまる。ノクスの買い取り価格は8弱から10ポンドまでであり、男女差はない。殺害から4、5時間ほどでもちこまれた新鮮な死体であったから、犯行当時の解剖用死体の相場の上限に近いものであったかもしれない。ヘアの家宅の宿泊者が多いが、ただし、ヘレンの前夫のいとこのような近親者もいた。

かれらの犯行が発覚したのは15人目の被害者キャンベルまたはドーチャティ (Campbell or Dorcherty) という老女の殺害からであった。以下に供述を引用する。

最後は老女ドーチャティであり、かの女を謀殺したかどで供述者は有罪となった。かの女はヘアが裁判で宣誓証言したような方法で死にいたったのではない。供述者〔バーク〕とヘアがつかみあいをしているさなか、供述者はヘアによってほとんど絞め殺されかけたが、そのあいだにドーチャティは藁のなかに入りこんだ。つかみあいのあと、いくらか酒を飲み、その女が横になって眠っているところへむかった。ヘアがまず口と鼻とを押さえ、……供述者が同時に上に覆いかぶさった。かの女には物音を立てる機会はなかった。……かの女が死にいたる前に、どちらがやったかは思いだせないが、首のところを絞めた。供述者とヘアとがもめているあいだ、マクドゥーガルが住まいのドアをあけ、……警察を呼び、人殺し

14 *Ibid.*, pp. 8, 14-15.

15 *Ibid.*, p. 9.

16 *Ibid.*, p. 16.

と叫び、しかし、すぐにもどってきた。それと同時にヘアの妻が、供述者とヘアのどちらもがたがいを傷つけないようにと叫んだ。……供述者がいうには、自分とヘアのどちらがドーチャティを殺害したかがわからない。……ドーチャティの死体がノクス博士以外の何者かに提供されたとは知らないし、疑いもないが、おそらくはパタスン (Paterson) がノクス博士以外の人物に提供したであろう¹⁷。

『オクスフォード国民伝記事典 (ODNB)』によれば、この殺害が近隣の疑いを招き、逮捕につながった。

「殺害した以外の死体を取引したことはな」かったから、バークとヘアは墓あばき業者 (resurrection men) と異なることがあきらかである。墓あばき業者は墓場や病院の死体安置所などから死体を解剖学校へと供給した。また、ふたりが獲得した死体のうちでノクス医師の助手以外の人物に提供されたものはなく、ノクス医師本人との交渉もなかった¹⁸。さらに、バークの供述でも語られたとおり、病死したドナルドの死体を販売したのが、かれらにとって解剖用の死体の売買に関与するはじめての経験であった¹⁹。2年弱にわたってひそかな、しかし、単調な犯行がつづいた。

2. 貴庶両院の討論録 (1829年と1832年)

エディンバラでおきた事件は、1829年の討論で言及された記録が貴庶両院にある。関連するできごとを順にたどれば、1828年4月22日に庶民院の調査特別委員会の任命があり、5月23日に委員会が最後の証言を聴取して任務を終え、7月22日に委員会報告書が公刊された。5日後の28日に議会在会期終了を迎え、あたらしい会期は翌1829年の2月5日にはじまった。10月末のバークとヘアの逮捕から1月28日のバークの処刑までのできごとは、議会の休会期間にあたる。ヘンリ・ウォーバトン議員が法案を提出した3月12日の9日後には、ノクス博士の事件への関与にかんする報告書がおおやけになった。

1829年議会の討論録には 'burke' の語は会期入り前に発覚した事件とはいえ登場しない。しかしながら、法案を提出したウォーバトンは発言の冒頭で「最近のできごとから、自分をもっとも重要であると判断した問題について本院の注意を喚起するのをゆるしてほしい」と述べ、死体試料の供給源にすべきは労役所や監獄や病院のような「公共施設以外にはない」と断言したあと、発言の終盤にふたたび、そして明確に事件へ言及した。「不当な感情にもとづいて最終的には自分たちに有益であることが明白な措置にたいして異議を申し立てないようにもとめる。エディンバラ市においてつ

¹⁷ *Ibid.*, pp. 8-9.

¹⁸ *Ibid.*, p. 18.

¹⁹ *Ibid.*, pp. 10-11.

1832年解剖学校規制法の成立

い最近に発生した事件をよく考え、その原因を自分が指摘したのとおなじく、住民がみずからの感情に流されるがままにしてしまったことによるとしたい²⁰〔下線は栗田による。以下も同様。〕。ウォーバトンじしんは事件を判断せず、是非はそれぞれの議員にゆだねていた。

4月21日のサ・ジェイムズ・マキントシュ (Sir James Mackintosh, 1765-1832) の発言はエディンバラとパリにおいて解剖学の講座を履修する費用をくらべ、前者が後者の20倍に達するほどの高価であることへの非難を主旨とするものであった。ただし、「必要なすべての供給数を、人間らしい感情をまったく害さず、あるいは埋葬の儀礼を冒瀆せず、用意できると信じる」とつづけ、「解剖用として販売するために多くの人びとを窒息死させ」ることを暗示したようにもとれる²¹。

5月8日には、アストリ・クーパの甥にあたるブランズビ・クーパ議員 (Bransby Blake Cooper, 1792-1853) の上程した王認外科医師会評議会からの解剖法案に反対する請願について議論があった。そのなかでスミス議員 (William Smith, 1756-1835) が請願に添えられた「パレスティヌス (Palestinus)」と署名のある書状について不満をうったえ、「そのなかでノクス博士は……極悪にしてゆるしがたい犯罪的行為をもって有罪であり、信頼するにたえないとある。ノクス博士が……これに相当しないなら、書状は最高度に非難されるべきものである」とした²²。ノクス博士じしんが事件とは無関係に著名な人物であったとはいえ、これもバークの一件を暗示する発言であった。

貴族院では6月5日にエディンバラの裁判への言及がなされた。ヘアウド伯 (2nd Earl of Harewood, 1767-1841) は、「この国のすべての者は死亡したときにキリスト教徒として埋葬される権利を有しており、議会は死線をこえて人びとを追及する権利をもたないと主張した。エディンバラでの恐るべき裁判にかんして、……公衆の知るころのすべては、15ないし16の謀殺がなされたことのみである」。おなじ趣旨の発言をハディントン伯 (9th Earl of Haddington, 1780-1858) もおこない、テナタデン卿 (Lord Tenterden, 1st Baron Tenterden, 1762-1832) も法案に反対の立場から「エディンバラにおいて最近におきた犯罪の再発をふせぐ」とする議論に反論した²³。貴族院では解剖用に公共施設において身寄りなく死亡した者をあてる法案にたいする反対派のほうが、「エディンバラの事件」を発言のなかへととりこんだ。ヘアウド伯がそうであったように、貴族院において法案が不成立となった理由にあげられる²⁴貧困者の埋葬される権利とエディンバラの事件とを関連づけていた。

20 *Hansard*, House of Commons, March 12 1829, col. 998.

21 *Hansard*, House of Commons, April 21, 1829, cols. 1613-4.

22 *Hansard*, House of Commons, May 8 1829, cols. 1167-8.

23 *Hansard*, House of Lords, June 5 1829, cols. 1746-50.

24 Ruth Richardson, *Death, Dissection, and the Destitute* (London: Routledge and Kegan Paul, 1987), pp. 157-9.

1832年の国会の会期は「ロンドンの首絞め殺人者」の事件の直後にあたり、法案の討論に入ると 'burke' の語をつかう議員が続出した。以下に 'burke' の登場する発言のすべてを示し、時間的な経緯をたどる。

1831年末のビショップとウィリアムズの事件をこの語で表現した最初の発言の一つが、32年1月17日の庶民院におけるパーシヴァル議員 (Spencer Perceval, 1795-1859. 同名の父はイギリス史でただひとりの暗殺された首相) のものであった。解剖学校法案に反対してかれは遺体を所持する違法行為にたいする厳罰化をうったえた。

最近におこなわれた犯罪のあと、その再発を防止するのに有効な何らかの措置を導入すべきであると考える。そのためには、解剖学上の目的のために得られた遺体の所持を、重罪 (felony) と同一の刑罰を科す一時的な措置を導入することが賢明であると考える。この種の法案は、特定の期間 (たとえば2年間) だけ運用され、バークの名にちなんで恐ろしくて忌まわしい犯罪を抑制するのに最適手段であると考える。〔中略〕メスの使い方の経験と熟練を得ようとする者は……、人体の切断から得られる利点のほとんどすべてを、動物の解剖に見出すことができるといってよい²⁵。

人体の解剖をおこなわず、動物で代用ができるなら、当然のことながら解剖用死体試料を得るために謀殺を犯す事件などはおきえない。ただし、人体の構造の理解が深まるかどうかは疑問がのこる。

賛成派の議員の発言をはさんで、パーシヴァルとおなじく法案に反対するハント議員 (Henry Hunt, 1773-1835) は、

この法案を提出した議員に、そうした手段を提案した理由を説明するように強く望んでいると述べた。先ほどの識者諸賢による見解によれば、遺体の所有および処分を許可するふたつの条項があるのみで、遺体処理のために既存の権限以上のものをあたえていないことから、この法案が完全に無効であることはあきらかであったからである。〔中略〕この法案では死体を処分する権限を一定の人びとに付与するが、しかし、その権限をあたえるべきでない人びとであり、労役所の所長が死体を処分できるだけでなく、債務を負いながら死亡した人を収監していた典獄や葬儀業者も死体を合法的に所有する可能性がある。しかし、このような目的のために可決される法案の性質がどのようなものであれ、その影響はおもに貧民におよぶであろう。自分は外科学や解剖学の研究を妨げるゴートやヴァンダルのような蛮族ではないけれども、'Burking' を防ぐ何らかの法案が提出されてい

25 Hansard, House of Commons, January 17 1832, cols. 580-1.

1832年解剖学校規制法の成立

ないことを非常に残念に思う。この行為は最近に頻発しており、大臣各位が特別な注意を払わないことに愕然とする²⁶。

ハント議員に対抗して発言した法案賛成派の法務長官トマス・デンマン (Thomas Denman, 1st Baron Denman, 1779-1854) も 'Burking' の語をもちいた。犯罪的行為そのものは非難しながらも、法案成立後に予想される犯罪の抑止効果には楽観的であった。

本法案が執行者に現在よりも大きな権限をあたえない……という想定を〔ハント議員の〕誤解であるとする。'Burking' を防止するためにあらたな法律の制定を要求しているようであるが、しかし、いかなる法律が必要か。'Burking' は謀殺であり、その刑罰は可能なかぎり重い。'Burking' のむずかしさはその発見である。一般に、犯罪にたいする刑罰が重くなればなるほど、その発見が困難になると判明している。この犯罪を防ぐ唯一の方法は、犯罪の動機や誘因を除去することであり、それは死体試料の価格をさげることによってのみ可能である。……将来に死体を簡単に入手できるようにすれば、謀殺への誘惑はすべて除去されるであろう。……少なくとも、最近のロンドンで広まっていた恐ろしい行為をやめさせる努力をしないことによるさらに大きな災いを考えるなら、死体売買の合法化にたいする偏見を取り除かなければならない²⁷。

3日後の1月20日にもハントは発言して 'Burking' にふれ、旧来の謀殺罪の死刑囚にくわえて自殺者の死体をもって試料をまかなう体制を提案した。「不人気かもしれないが、自殺した者の遺体をメスにあてる」なら「非常に有益な効果があり、自殺を抑制することができる」と考えていた。

不評を買う提案とあえて並べて 'Burking' の語をもちい、法案への反論を開陳する。

法案に対する反対意見の一つは、議員の発言から生じた。議員は先日、「外科医は死体で練習するまで手術をしない」と発言した。これは非常に憂慮すべき事実である。というのも、〔中略〕被験者を確保するために、別の人間を 'Burke' するか、墓あばきをさせるかしなければならぬのである。〔中略〕法案が委員会に提出されたら、外科医が自分の名前を登録し、死亡後に自分の身体を解剖させることを約束するまで、解剖室に入ることも、メスを使うことも許されないと提

26 *Ibid.*, cols. 582-3.

27 *Ibid.*, cols. 583-4.

案するつもりである²⁸。

ほぼひと月後の庶民院では解剖学校法案に反対する議員がランカシャー州ブラックバン (Blackburn) の住民からの請願を上程した。これにたいして賛成派のオコンネル議員 (Daniel O'Connell, 1775-1847) は、

'Burking' という残虐な行為によって生者が死者にされる危険性よりも、死体試料にたいしてわいせつな行為のおこなわれる危険のほうがはるかにましであるとくり返し、自分が死んだら誰かが解剖してくれるように望んでいた²⁹。

残虐な行為とわいせつな行為を並置して生死と公序良俗とを秤にかけたレトリックである。なお、解剖される覚悟を示す議論は、1828年のころには反対派が法案提案者と賛同者に向けた非難であった。

バークとヘアも、またビショップとウィリアムズも、実際には従事しなかった墓あばきと並べてかれらの行為の非道を強調した主張も確認できる。

2月27日にはこの法案の審議が深更23時30分すぎまでおよび、翌日夕刻への審議の延期をもとめる動議が出されたにもかかわらず、法案賛成派がこれを否決して審議がつづけられた。そのやりとりのあと、リグビ・ウェイスン議員 (Rigby Wason, 1797-1875) は、

この法案によって、'Burking' という恐ろしい犯罪と不名誉な墓あばきを防止し、他方で解剖のための被験者を提供することが提案されたと推定する

と冒頭に 'Burking' の語を置いて強調し、ふたつの案の両立は不可能であると却下した。以後の発言に登場しないとはいえ、外科医、死体の売却、解剖、死体試料、謀殺の隠蔽などへの嫌悪と渾然一体となってこの語は論じられる。

後者を達成するための大きな困難は、ほとんどすべての階級の人びとが亡くなった友人の遺骸に適切な敬意を払いたいと望んでいることであった。これは偏見であると言われるが、解剖にたいする嫌悪感は、人間のもっとも優しい感情と結びついていると信ずる。外科医が科学的な教育をうける手段を持つことは必要であり、そのための施設が充実すればするほど、社会一般にとって有利になることは容易に理解できる。しかし、いまの議会に提出されている法案が、提案の目的を

28 *Hansard*, House of Commons, January 20 1832, cols. 702-4.

29 *Hansard*, House of Commons, February 15, 1832, col. 377.

1832年解剖学校規制法の成立

達成するためのものであるとは思えない。いかなる状況であれ、死体の売却を許可するのはよろしくない原則である。なぜなら、死体の売却によって謀殺が隠蔽される可能性があるため、大衆の心理に興奮を引き起こすと考えられるからである。〔中略〕この法案には、言及するだけで注意を喚起できるほど異常な条項が一つあった。外科医が不適切な方法で死体試料を入手するのを防ぐことを目的として死者に立ち会う、または立ち会うと公言し、死体試料を欲する者は、すべてが正しいとみずから証明できると規定された。また、解剖の前にすべての遺体を検査する検査官が任命され、その数は3人に制限されることになっていた。したがって、解剖を一部の地方にかぎるか、検査官の数を増やすなどして規制しなければならぬ³⁰。

法案におなじく反対するサ・フレデリク・トレンチ議員 (Sir Frederick William Trench, 1775-1859) は、法案を全否定して侮蔑するかのようにならぬように 'Burking' の語を使った。

法案の大半は無意味であり、ブライドポト (Bridport) 選出の議員の意図するような便宜をもたらすことはできないであろうと考える。むしろ、この法案は謀殺をさらに誘発するものとわたしはみなさざるをえない。この法案をそのままの名称で呼ぶのではなく、「'Burking' を奨励する法案」と呼ぶべきであろう。〔中略〕死体または溺死体として発見された者のうち、友人のいない者の死体は、解剖用に提供されるべきである。また、自殺者や精神病施設で死亡した人の遺体も同様にあつかわれるべきである。存命中の人間が、死んだときにその身体を処分することにして報酬をもらうことがゆるされるべきであるとも思う。しかし、労役所で死亡した人の遺体を解剖するという提案には賛成できない。貧しいからといって、その遺体を無礼にあつかってよい理由にはならない。この法案の目的は、解剖におぼえる嫌悪感を克服するものとはならないであろう³¹。

ウィリアム・レノクス卿 (Lord William Pitt Lennox, 1799-1881) は、この法案が犯罪の減少につながらないことを懸念した。

'Burking' を防止する一方で、その人たちの死体を売るために謀殺まではしないまでも、病気の親族を放置することに直接の利益をあたえることになるからである。〔中略〕この法案にはいくつか異論があったが、その最大のものは、その条

30 *Hansard*, House of Commons, February 27, 1832, cols. 834-5.

31 *Ibid.*, col. 836.

項が貧しい階層の人びとにしか影響をあたえないということであった³²。

積極的に殺害を実行することと衰弱した者たちを放置して消極的に死にいたらしめることに差異はない、という論法であった。

採決の直前におこなわれた賛成派のマコーリ議員 (Thomas Babington Macaulay, first Baron Macaulay, 1800-59. ホウイグ史観の代表的な歴史家) の発言には、'Burke' の語だけでなく、ビショップとウィリアムズの名への言及も確認できる。

……プレストン選出の議員の演説のある部分について、いくつか意見を述べなければならぬ。わたしたちは、貧民を犠牲にして富者に利する法律をつくらうとしている、と彼は述べる。事実はこれと正反対である。〔中略〕われわれが規程をつくらうとしている害悪とはなにか。それはとくに二つのことであり、すなわち、'Burking' 行為と劣悪な手術である。いま現在、これらふたつの害悪は貧民だけがさらされる。わたしたちのような地位にある者のなかで、'Burking' に遭遇する危険がもっとも低いのは誰か。財産があり、人脈があり、行方がわからなくなると気づいてもらえて捜索される可能性がある人は、'Burker' から身をまもることができる。この種の謀殺とほかの謀殺の相違を観察するのは興味深い。ふつうの謀殺犯は死体を隠し、財産を処分する。ビショップとウィリアムズは穴を掘って財産を埋め、死体をさらして売りに出す。いかなる人間であろうとも、惨めで孤独であればあるほど、こうした見さげ果てた悪党どもにとっては格好の獲物なのである³³。

マコーリの発言はまだ途中であるが、以下は「劣悪な手術」についてであり、それらを解決するのがこの法案であり、貧民の利益にこそなるといふ論旨がつづく。「首絞め殺人者」の氏名にまであえて言及したことは、発言の後半でふれるロシア皇帝ニコライ、オーストリア大公レオポルト、リチャード獅子心王などとの対比のレトリックであったかもしれないし、個別具体的な事象のもつ説得力に期待したのかもしれない。

マコーリの発言のあと庶民院は動議にもとづいて採決をおこない、59 対 7 の 52 票差で法案をみとめる。後日に法案を検討し、報告をさらに考察することを命じて閉会となった。

その後のしばらくは 'Burke' の語が討論にあらわれなかったというよりも、法案審議じたいが開催されなかった。つぎに、登場したのは 1832 年 4 月 11 日のことである。先延ばしにされたかのように見えるのは、選挙法改正法案の第三次案の審議が 3 月の

32 *Ibid.*, col. 837.

33 *Ibid.*, cols. 842-4.

1832年解剖学校規制法の成立

庶民院において山場を迎えていた事情があった。4月11日の当日にはウォーバトン議員が解剖学校規制法案を再付託しての議会討論がおこなわれた。討論は賛成派と反対派が交錯して進行し、その終盤において反対派のドースン議員 (George Robert Dawson, 1790-1856) が、「この法案が 'burking' (原文が小文字) という犯罪を減少させるよりも、むしろ増加させるようにできている」と述べ、直前の発言でウォーバトンが想起させ、抑止に努めるべきとうったえた無法な行為を逆手にとった³⁴。しかし、こうした議論はすでに何度も討論録に確認できた。

翌週の4月18日に法案は庶民院の全院委員会へとかけられた。5件の修正提案があり、それぞれ4対48, 1対49, 11対49, 11対49, 1対49の大差で否決し、条文を可決した。そもそも、つねに出席者の少なかったことにも留意しておきたい。ついで、ひと月後の5月11日に開かれたのが第三読会であった。

シブソーブ議員 (Charles de Laet Waldo Sibthorp, 1783-1855) は、第三読会の冒頭において、「病院で死亡した者たちの死体を解剖に付する法案はあきらかに獣のように野蛮な法である」と断定した。これにつづいたフェイン議員 (John Fane, 1784-1859) が法案の三つの目的の最初に 'Burking' の撲滅をあげた。

この法案の三つの目的は、'Burking' を撲滅すること、墓あばき業者を制すること、解剖学校に死体を十分に供給することである。この法案が提案する登録システムに何らかの価値があるなら、謀殺や墓あばきを防ぐ手段になると認めるにやぶさかではない。他方で、登録制度が効果的でないことが判明するなら、この法案は謀殺犯に堂々と逃亡することをゆるし、謀殺を助長するようになる。それゆえ、この法案を提出した議員の責任は計り知れない。〔中略〕科学の名のもとにチャリティの流れを変えることを議会は正当化できない。自発的な供給が十分であると証明されるのは疑いない。大都市では、娘の純血を物々交換することをためらわない人びとがいる。それゆえ、なにゆえに自分の子どもの死体を外科医に売却するほど残忍であるはずがないと想定できようか。こうした行為は「彼らの意志」でなくとも「彼らの貧しさ」によって同意されるものであり、人間としてのふつうの感覚をもつすべての人びとのところを辟易とさせないために、立法院はこのような取引に覆いをかけておくほうがずっとよいであろう³⁵。

討論では反対派の発言がしばらくつづいた。ルースヴェン議員 (Edward Ruthven, 1772-1836) が検討するに、

34 *Hansard*, House of Commons, April 11, 1832, col. 320.

35 *Hansard*, House of Commons, May 11, 1832, cols. 895-6.

死体の売買を合法化するのは非常に反論の余地の大きなことであり、それは、たとえ証明書が必要であっても、医学者や医学生の実名が容易に得られるためである。この法案のもつ恩恵が主要な対象とする貧困層は、病院においてつねに最善の医療や外科医学上の支援を受けることができる。また、近年、現行法のもとで科学が大きく発展したことは確実であり、これを 'Burking' 行為に帰すると考える者はいない。この法案は、貧しい困窮した人びとに友人や親戚の死体を売買しようとする誘惑をあたえるものであり、文明化された国民はこのような法律を容認するべきではないであろう。〔中略〕この法案は既存の悪弊を緩和するどころか、いちじるしく増大させるものである³⁶。

ウェイスンのこの日の発言は、3年前に廃案となったものと解剖学校規制法案との比較からおこなわれた。1828年の法案の名称は「人体の不法な掘りだしを防止し、解剖学校を規制するための法律」、このときに議論されている法案は「解剖学校を規制する法律」と題されていた。

この法案は外科医の個人宅での解剖を規制しようとするものであった。〔中略〕もしも議員が貧富の差にかかわらず利するように考えたなら、まずは〔死体試料の〕供給は篤志のものにするという修正案をなぜ採用しなかったか。それでも 'Burking' や掘りだしを防げなければ、自分はさらに一步すすんで死体の売却を合法化することに同意したであろう。〔中略、法案提案者の議員は〕なぜ死体が売買されなければならないか、さらに解剖学の検査をおこなう必要性は何かを示す議論をまったくおこなっていない。〔中略〕'Burking' という犯罪に終止符を打つ法案を自分は望んだ。しかし、これまで何度もそうであったように、この問題にかんする立法は遅すぎた³⁷。

この日の数少ない賛成派の発言者であった法務長官デンマンは法律専門職として発言した。

死体の掘りだしは公序良俗に反する重大な侵犯行為であり、軽犯罪として罰せられることに疑いの余地はない。〔中略〕本法案の改善しようとする悪弊の一つが、この問題にかんする法律の不確実性であることをここで指摘する。また、この法案によって、死体試料を獲得するために墓を侵犯する手段をとる必要がなくなることを期待する。死体売買については、この法案が合法化すると確信する。〔中

36 *Ibid.*, col. 896.

37 *Ibid.*, cols. 897-8.

1832年解剖学校規制法の成立

略) 全体としてこの法案は貧民のために案出されたものである。〔中略〕もうひとつ注目すべきは、'Burking' はつねに貧民にかざられていたことである³⁸。

討論の焦点の一つであった 'Burking' 防止の結果を主張の根拠としてすべりこませた発言であった。

この日の反対派の発言はどれもきわめて長かった。マイクル・サドラ議員 (Michael Sadler, 1780-1835) のものも同様であった。発言の最初はパリとロンドンの病院における死亡率の比較をおこない、人体売買の合法化が死亡率を高める影響をあたえると主張した。ついで、自分たちの犠牲のうえに立つ科学の進歩を否定したあと、'Burking' に言及する。

本法案は 'Burking' の犯罪を防止するためのものと称されるが、しかし、ブリドポト選出の議員の以前の措置はこの犯罪が知られる前に提案されたものであり、したがって、その根本の方針はいかなるかたちでもこの犯罪と関係しない。さらに、この法案が 'Bucking (sic)' にも適用され、〔中略〕販売を容易にすることで犯罪が拡大すると心底から信ずる。現代の理論家のなかには、不倫をなくすために、すべての女性を売春婦とすることを好む者もいる。そこでここでは、'Burking' を排除するために謀殺を容易なありふれたものにする方法が提案された³⁹。

売春と謀殺という耳目をひきつける極端なたとえである。

'Burking' に言及したこの日の最後の発言者は反対派の議員、フレデリク・ロビンソン (Frederick Robinson, 1782-1859) であった。

〔中略〕その都市の医療関係者は法案に反対する請願書を自分に託し、何らかの立法措置が必要であるとの懸念を表明していたが、この法案が提出されてひろがった恐怖のもと、'Burking' の犯罪が助長されるとの意見を表明していた。この犯罪は、議論の過程で大いにとりあげられてきたが、しかし、自分の考えでは、この犯罪が実際におこなわれた事例はほとんどないと想定される。このような犯罪の遂行は、最大限の秘匿をもってあたらなければならない。なぜなら、犯罪にはしりそうな人びとが死体を所持しているだけで、十分な疑惑の根拠となるからである。しかし、もしこの法案が死体の売買を許可すれば、'Burking' の容易度ははかり知れないほど高くなってしまおう。議員の議論は犯罪への誘惑は死

38 *Ibid.*, cols. 898-9.

39 *Ibid.*, cols. 899-902.

体試料の価格が高いために増大し、価格が下がれば犯罪は減少するという前提ですすめられている。しかし、問題は、この法案が可決されたあとに死体を処分する容易度が、死体の価格が低下したとしても、それを相殺するのに十分ではないかということである⁴⁰。

この日に法案は庶民院を通過した。

'Burking' の登場する最後の議会討論は6月19日の貴族院におけるものであった。3人の議員が賛成と反対の両方の立場から言及した。以下に引用箇所を列挙する。

ミント伯 (second Earl of Minto, 1782-1859) は、

解剖学校規制法案の第二読会において、現在の法律では、謀殺で有罪判決を受けた者の身体のみが合法的に解剖の対象となっており、その数は非常に少なく、外科的知識の習得に従事する者が、法律に反する商売をしている「墓あばき」と呼ばれる集団を頼ることなく、十分な数の死体試料を得ることができない、と述べる。〔中略〕'Burking' という犯罪について言及したのはいうまでもない。この恐ろしい犯罪の再発を防ぐだけでなく、解剖の被験者の不足から外科医がいま直面している困難をとり除くのに大いに役立つと思われるこの対策を、諸君が受け入れることを拒否しないと自分は信じる⁴¹。

マムズベリ伯 (second Earl of Malmesbury, 1778-1841) は、

この法案は死体の売買を合法化しようとするものであり、事故により病院で、あるいは貧困により労務所で死亡した貧しい人びとを保護するものではないため、とくに好ましくないものである。このような状況で死亡した人の親族は、この法案により、友人の死体を処分することに反対できるといえるかもしれないが、残念ながら、そのような人はつねに反対できる状態にあるとはかぎらず、死体の解剖を防ぐには手遅れになって親族の死亡を知らされないかもしれない。〔中略〕さらに、現在の法案は…… 'Burking' という恐るべき犯罪を防止するために有効でないようになるかと思う。さらにもう一つ、現在の措置が不快であると考えるのはまともな埋葬の儀式を妨害しようとする点であり、この法案のもとで埋葬の儀式を規定することが可能であるとは思えない⁴²。

ロウズベリ伯 (fourth Earl of Rosebery, 1783-1868) は賛成派であり、エディンバ

40 *Ibid.*, cols. 902-3.

41 *Hansard*, House of Lords, June 19, 1832, cols. 822-3.

42 *Ibid.*, cols. 823-4.

1832年解剖学校規制法の成立

ラ大学に関係するすべての医学者がこの法案を支持する証言をしていると明言した。

かれらは、膨大な費用をかけても、大学に通う学生に十分な死体試料を確保できず、現在の制度によって科学の利益がいちじるしく損なわれていると述べた。'Burking' という恐るべき犯罪が発生したエディンバラが解剖学校で使用する死体の確保にもっとも苦勞している場所であることは、特筆にあたいする事実である。今回の措置は、この弊害を除去するためとはいわないまでも、回避するためのものである⁴³。

これをもって貴族院の第二読会を通過した。採決は15対10であった。

1829年の議会討論に 'Burke' がもちいられていないのは単純に時間的な順序の問題である。発言者はエディンバラの事件内容を暗示したにとどまる。「墓の掘りかえし (exhume, exhumation)」や「墓の掘りだし (disintern, disinternment)」や「墓あばき (resurrection)」のような、簡単かつ瞬時に負のイメージを喚起する語はまだ登場していなかった。

ビショップとウィリアムズの事件が発覚し、有罪評決が確定したのちに絞首刑となった2日後の1832年12月7日に新会期のはじまった議会では、'Burke' の語が発言に登場した。「解剖用死体試料を得るために殺人を犯す」を端的に意味し、墓あばき業者への嫌悪や外科医および解剖学校教師にたいする不信、病院や労役所などの公的な施設における孤独死や解剖の恐怖がないまぜになった感情をこめてもちいることができた新造語であった。

43 *Ibid.*, cols. 824-5.